

子どもたちを川へ呼び戻すための取組：調べ学習ハンドブック

仁淀川流域の子どもたちが、川に親しみ、清流保全意識の醸成などにより郷土愛を育む取組の一環として、学校や地域団体等で環境学習を検討・実施する際の参考になる講座内容などをハンドブックとしてまとめたものです。必要な手順や貸し出し可能な道具、紹介できる講師等を講座ごとにまとめています。

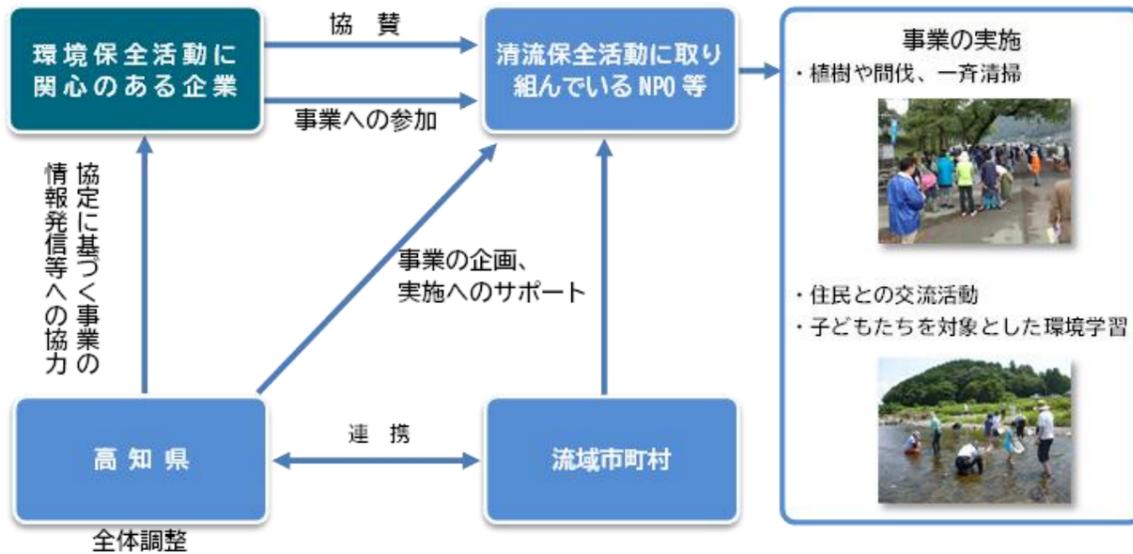
| | |
|--------------------|------------|
| ①山のいきものについて学ぼう(座学) | ⑥参考・学習指導要領 |
| ②概要 | ⑦実施方法 |
| ③ねらい | ⑧実施場所 |
| ④準備物 | ⑨実施時期 |
| ⑤実施場所 | ⑩実施者 |
| ⑦めく | |

- 対象
小学校(中学年以上)、中学校までの児童・生徒を想定(大人対象は番外編に記載)
- 記載内容
①タイトル ②概要 ③ねらい ④準備物
⑤実施場所 ⑥参考 ⑦授業の進め方(タイムスケジュール)
- 受講までの流れ
✓申請(仁淀川清流保全推進協議会宛)
✓事前打合せ
✓現地・天候の事前確認



連携の仕組み例：協働の川づくりパートナーズ協定

川の環境保全活動に関心のある企業と清流保全活動に取り組んでいるNPO等、流域市町村、県とで協定を締結し、一斉清掃や間伐、子どもたちを対象とした環境学習などの取組を協働で推進しています。



推進体制：仁淀川清流保全推進協議会(事務局：高知県林業振興・環境部自然共生課)

仁淀川清流保全推進協議会は、流域住民、団体、事業者及び行政等が連携して、共通認識のもと、「仁淀川清流保全計画」を具体的に推進していくために設置された協議会です。

高知県林業振興・環境部自然共生課
〒780-0870 高知市丸ノ内1-7-52 高知県西庁舎5階
電話：088-821-4863 FAX：088-821-4530
E-mail：030701@ken.pref.kochi.lg.jp
HP：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025022800429/>
Facebook：「ともに生きる 土佐の自然」で検索

第2次仁淀川清流保全計画
改訂3版は、こちらをご覧ください



第2次仁淀川清流保全計画 (改訂3版)

子どもたちの笑顔を育む仁淀川
～人と自然が織りなす清流仁淀川～

基本方針

- ◆流域住民や活動団体をはじめとした、仁淀川に関わる人、一人ひとりが主役となって、川を見て、川のことを考え、川と親しむ心を持ち続けます。
- ◆人々の心と暮らしが川とつながり、川を守る行動を起こします。
- ◆流域全体をネットワークで結び、流域がひとつとなって、山・川・海のつながりを念頭に置いた清流保全に努めます。

仁淀川の目指す将来像と取組内容

仁淀川の清廉な水は、流域の生態系を育み、地域の産業を支えてきました。

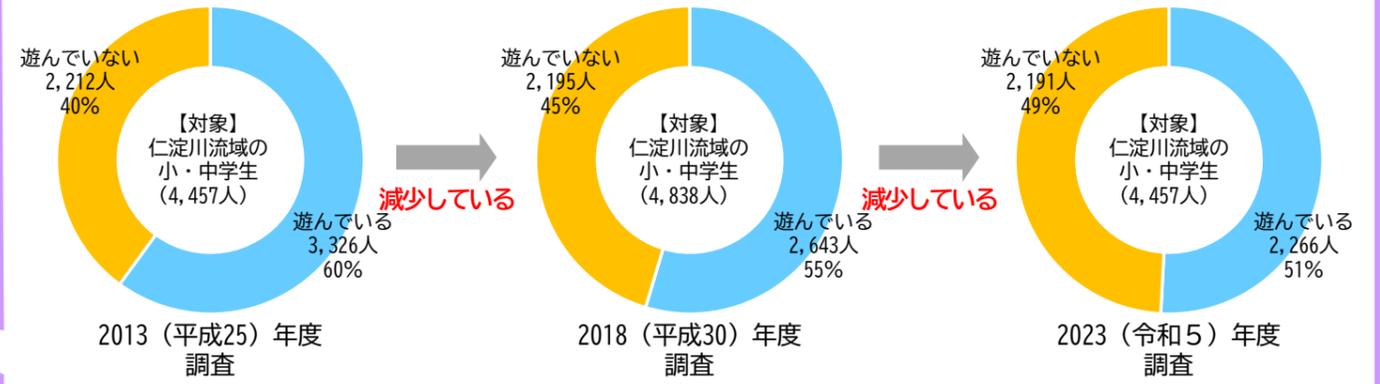
この地域の発展に欠かせない仁淀川の清流とそれらを構成する生態系を保全し、後世に引き継いでいくために、今、何を残し伝えていくべきか、清流全体が一体となって課題の解決を図るとともに、地域資源を有効活用しながら、連携して取り組んでいきます。



❖は重点項目、★は重点取組

例えば

仁淀川の河原、河川敷、水辺林を含めた広大で潤いのある河川空間は、親水スポットとしての魅力に満ちあふれていますが、近年、川で水遊びなどを子どもたちは減少しています（下グラフ）。



取組目標) 安全・安心で楽しい水辺活動を通じて、河川環境への保全意識が高まるようになります。

取組例

子ども水辺安全講座



RAC川の安全教室（指導者向け）



危険箇所の啓発



例えば

奇跡の清流と呼ばれる仁淀川も、他の河川同様に、河原や河口、河畔林などにごみが見受けられます。

特に人の利用の多い場所（親水公園）やごみが流れ着く河口付近などは、一斉清掃などを定期的実施するものの毎回多くのごみを回収しています（右写真）。

取組目標) 河川利用者への効果的な啓発により、美しい景観の保全と持続可能な観光の推進につなげます。

取組例

ごみ勉強会（現地）



ごみ勉強会（座学）



取組例

HPでの注意喚起（仁淀川漁協）



【川を利用するルール（同上）】

- 川を大切にし、ごみは必ず持ち帰りましょう。
- 増水している川には、近づかないようにしましょう。
- 川へ入る時は、ライフジャケットを着ましょう。
- 体調が悪い時は無理をしないようにしましょう。
- 駐車は邪魔にならないようにしましょう。
- お互いマナーを守り、挨拶、声かけ等をし、譲り合しましょう。
- 魚の密放流はいけません。
- 場所取りはやめましょう。
- 高知県の川で使える漁具・漁法のルールを守ってください。
- 漁業権のある魚を採捕する場合は必ず遊漁証を購入してください。

※その他にも各団体でルールを発信しています。